発熱患者等の対応にかかる留意事項について

令和５年 10 月　滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

目次

1　外来対応医療機関とは　・・・　1
2　外来対応医療機関の指定内容の変更、指定の解除について　・・・　2
3　「外来対応医療機関リスト」について　・・・　2
4　受診・相談センターでの案内について　・・・　2
5　発熱患者等の対応の流れ　・・・　3
6　その他　・・・　4

別紙１　変更票（外来対応医療機関の指定内容の変更について）

別添資料１　発熱などの症状がある方･新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養中の方の相談・受診等について
別添資料２　入院を要する患者が発生した時の対応

発熱患者等の対応にかかる留意事項について

各医療機関においては、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大防止に日々ご尽力いただいており、御礼申し上げます。

令和２年 10 月より、発熱等の症状のある人が、迅速に必要な診療・検査を受けられるよう、地域の身近な医療機関である診療所等で、外来診療および必要に応じて新型コロナの診療や検査が行える体制の整備を進め、「診療・検査医療機関」として指定し、診療を行っていただいておりました。また、令和５年５月８日より、新型コロナの感染症法上の位置づけが５類感染症に移行され、「診療・検査医療機関」は「外来対応医療機関」に名称変更となり、医療提供体制は限られた医療機関の特別な対応から幅広い医療機関による通常の対応への移行にご協力いただいているところです。

今回、更なる通常医療提供体制への移行を進めるため、入院調整を中心に体制の見直しを行いましたので、本留意事項を改訂いたしました。今後、外来対応医療機関として発熱患者等にご対応いただくにあたっては、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

記

１　外来対応医療機関とは

発熱患者等の外来診療または検査（あるいはその両方）を行う医療機関は、次の指定要件を満たすものとして、県が外来対応医療機関の指定を行います。

外来対応医療機関の指定要件	
施設要件	①発熱患者等が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること ②必要な検査体制が整備されていること （検査（検体採取）を他に依頼する場合には、連携体制がとれていること） ③医療従事者の十分な感染対策を行うなど適切な感染対策が講じられていること ④院内の掲示等により、自院のかかりつけの患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話相談したうえで、自院で診療・検査可能である旨を周知すること
周知に関する要件	①地域の医療機関、県、大津市など関係機関で情報共有すること ②滋賀県ホームページで「外来対応医療機関」として公表すること（令和４年４月１日から新たに指定を受ける医療機関が対象）

※　外来対応医療機関の指定を受けた場合は、県等が行う支援制度の対象となります。
　詳細は滋賀県ＨＰ「外来対応医療機関等へのお知らせ」をご覧ください。

※ **外来対応医療機関の指定を受けていなくても、発熱患者等の診療や新型コロナの検査を行うことは可能**です。また、患者が診療を希望される場合で、自院で対応ができない場合は、受診可能な医療機関をご案内ください。

２　外来対応医療機関の指定内容の変更、指定の解除について

指定の登録内容を変更したい場合または指定の解除をおこなう場合は、【別紙１変更票】を以下の連絡先にFAXまたはメールでご提出ください。ただし、所在地の変更など保険医療機関番号が変更となる場合には、元の指定を解除し、新規指定の手続きをお願いいたします。

連絡先：滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課
調査・検査係
ＴＥＬ　０７７－５２８－３５８４
ＦＡＸ　０７７－５２８―４８６５
メール　coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp

３　「外来対応医療機関リスト」について

滋賀県医師会の会員専用ＨＰに掲載されている**「外来対応医療機関リスト」は非公開です。**各医療機関や受診・相談センターなど関係機関でのみ共有し、発熱患者等から各医療機関に受診相談があった場合に、受診先を案内するために利用します。

※ **取扱いには十分ご注意願います。**

※「外来対応医療機関リスト」を共有する機関・組織

- 医療機関（病院・診療所）
- 行政機関（国、県、市町）
- 受診・相談センター

４　受診・相談センターでの案内について

県民に対しては、別添資料１「発熱などの症状がある方・新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養中の方の相談・受診等について」のとおり、発熱などの症状がある場合は、抗原定性検査キットでの自己検査もしくはお近くの診療所・クリニックへ相談するよう案内していますが、受診先に迷う場合は、受診・相談センターに相談されます。

【受診・相談センターに相談があった場合】

① まずは、具体的な名前は示さず、お近くの医療機関への受診を勧めます。
（患者本人が行きやすいところに電話連絡）

② 具体的な医療機関の案内を求められたときは、「外来対応医療機関リスト」に

基づき患者に案内をします。その場合、滋賀県ＨＰでの公表の有無に関わらず、**患者の居住地に近いところを優先**して案内しています。

※滋賀県ＨＰにおいて「外来対応医療機関一覧」を公表していますが、受診・相談センターでは非公開の「外来対応医療機関リスト」を活用しています。

５　発熱患者等の対応の流れ

6　その他

◆受付案内【例】

※県民に対しては、必ず受診前に電話での連絡をお願いしております。

(1) 症状等を聞き取る

(2) 自院の受診方法を説明する

□指定する方法（時間など）で受診すること

□受診時は、せっけんを使った手洗いを済ませ、マスクを着用すること

□自家用車等の利用を案内

(3) 診察の結果により次のことがあり得ると説明する

□医師の判断によって、新型コロナ、インフルエンザ等の検査をしない場合があること

□検査する場合、自院ではなく、別の医療機関へ紹介する場合があること

(4) 自院で検査不可の場合

下記①または②を案内

(5) 受診を希望されない場合

下記②を案内

① 「外来対応医療機関リスト」より、検査可能な外来対応医療機関名

② 薬局等で購入可能の抗原定性検査キットの使用

◆外来対応医療機関でない医療機関が患者等から相談を受けた場合の対応

「外来対応医療機関リスト」利用上のルール

○ 「外来対応医療機関リスト」（P.２）は、非公開です。詳細は内容を患者等に教えないでください。

以下の機関でのみ情報を共有しますので、取扱いに注意してください。

・医療機関（病院・診療所）

・行政機関（国・県・市町）

・受診・相談センター

○ 発熱患者等から相談を受けた医療機関は、外来対応医療機関でなくても、できる限り自院で診療するようにしてください。

○ やむを得ず他院を案内する場合、患者の居住地などに近いところをご案内ください。

○ 他院を案内する場合、医師自らが案内先の医師に電話等で連絡し、確実につないでください。

○ 「かかりつけ患者のみ対応」の医療機関を案内する場合、必ず案内先の了解を得るようにしてください。

◆診療後、自宅療養となった方へ体調悪化時の連絡窓口

自宅療養者等支援センターは９月をもって終了し、10 月以降は受診・相談センターに一本化しています。
電話番号：０７７－５２８－３６２１

新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ

新型コロナウイルス感染症に罹患され、体調が急変された時に相談したい場合や、受診先に迷われた場合は、受診・相談センターまでご相談ください。毎日24時間、相談を受け付けています。
（※自宅療養者等支援センターは令和5年9月30日をもって運営を終了しました。）

受診・相談センター

TEL:077-528-3621
（24時間対応）

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

◆外来対応医療機関へのお知らせ（県ホームページ）

別紙1

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課　あて
FAX：077-528-4866

年　　月　　日

（あて先）
滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課長　　あて

医療機関名	
所在地	
代表者名 （法人は名称及び代表者氏名）	
担当者名	
連絡先	

「外来対応医療機関」の指定内容の変更等について

このことについて、下記のとおり変更をお願いいたします。

記

1. 変更内容（いずれかに〇）

	発熱患者等の外来診療を行わないこととする（指定解除）。
	自院で検査を行わない（他院を紹介する）こととする。
	自院で検査を行わない⇒自院で検査を行うこととする。 （2. に記入願います。）
	実施可能な検査方法の追加または削除 （2.に変更後の内容を記入願います。）
	外来対応可能曜日・時間数の変更 （3.に変更後の内容を記入願います。）
	診療・検査実施対象者の変更 （4.に変更後の内容を記入願います。）
	その他の指定内容の変更 （5. に変更前後の内容を記入願います。）
	滋賀県ホームページでの公表開始または公表内容の変更 （6.に内容を記入願います。）

2. 実施可能な検査方法の追加または削除
（追加する場合は〇、削除の場合は×を記載ください。）

	鼻咽頭拭い液
	唾液
	鼻腔拭い液

3. 変更後の外来対応可能曜日・時間数

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後							
夜							

4. 診療・検査実施対象者の追加または削除
（追加する場合は〇、削除の場合は×を記載ください。）

	かかりつけ患者
	かかりつけ患者以外の患者（初診患者等）
	他院等からの紹介患者
	小児

※令和3年 10 月 25 日以降、受診・相談センターに相談が寄せられた際、滋賀県 HP において外来対応医療機関としての公表の有無に関わらず、相談者の所在地から近い外来対応医療機関（診療所）を複数紹介する場合がございます。その際、相談者が直接、外来対応医療機関に問い合わせていただくこととなっています。

5. その他の指定内容の変更

変更項目	変更後
□医療機関名　□代表者名 □電話番号　□FAX番号 □その他（　　）	

※所在地の変更（表記のみの変更を除く）など、医療機関番号が変更となる場合は、元の医療機関の指定を解除し、新規指定の手続きをお願いします。

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課　あて
FAX:077-528-4866

6. 滋賀県ホームページでの公表開始または公表内容の変更

(1)公表(変更)希望日時

	直ちに
	特定の日時から(　　月　　日から)

(2)公表事項

医療機関名			※必須
電話番号			※必須
住所			※必須
受付時間※	月		※必須
	火		
	水		
	木		
	金		
	土		
	日		
	□	受付時間に関する詳細（例：祝日は休診・第 4 土曜日は休診等） （　　）	
注意事項	【受診に関すること】 □受診前に必ず電話で問い合わせてください。 □指定する時間・方法で受診していただきます。 □かかりつけ患者を中心に診察しているのでお断りする場合があります。		
	【検査に関すること】 □検査を行うかどうかは医師が判断します。 □陰性証明を目的とした検査は行っていません。 □検査を行っていませんが、検査が必要な場合は他の医療機関を紹介します。 □検査結果がでるまで数日程度かかる場合があります。 □検査は来院いただいた車内で行います。		
	【その他】 □<休日急病診療所のみ>休日急病診療所は、臨時的に応急処置を行うところですので検査は行っていません。 □<病床 200 床以上の病院のみ>初診時選定療養費がかかる場合があります。 □（　　）歳未満は診察できません。 □経口抗ウイルス薬の処方を行っています。 □<その他>（　　）		

※受付時間は 9:00～12:00 のように、受付を開始する時間から受付を終了する時間までを

ご記入ください。

・その他欄の<その他>の項目について掲載前に内容を調整させていただく場合があります。

・その他欄の<休日急病診療所>・<病床 200 床以上の病院>は該当しない場合は選択不可。

以下の URL にて公表しています。

診療報酬の算定にあたっては、ホームページに公表されていることをご確認ください。

滋賀県ホームページ:「発熱などの症状がある場合の相談・受診について」

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/314835.html

別添資料1

発熱などの症状がある方・新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養中の方の相談・受診等について

発熱などの症状がある方

自己検査

検査

薬局・ドラッグストア等で検査キット※を購入（インターネットを含む）

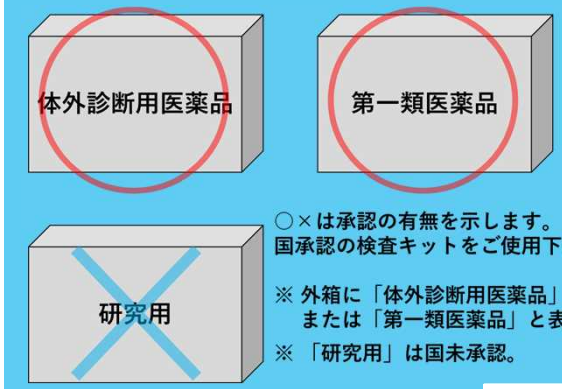

○×は承認の有無を示します。
国承認の検査キットをご使用下さい。

※ 外箱に「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」と表示

※ 「研究用」は国未承認。

<滋賀県HP>
抗原定性検査キットの購入方法と陽性が判明した場合の対応について

陽性判明後、受診に迷う場合

受診・相談センター
TEL：077-528-3621（毎日24時間）

医療機関を受診

受診

①お近くの診療所・クリニックに電話等で相談

発熱、のどの痛み、頭痛、下痢、体のだるさ、においや味がわかりにくい等の症状がある場合は、
受診前に必ず電話等で連絡してください。

②医療機関が指定する方法で受診

来院時間や来院方法などを指定されることがあります。

③受診時には感染予防を徹底

手指の消毒や手洗いをすませて、マスクを着用して受診してください。

休日・夜間に症状がつらくなったとき

休日急病診療所

救急病院（外来）
新型コロナウイルスに限らず、重症の場合に対応

※受診前に必ず電話等で連絡してください。
※緊急時に応急措置を行うところですので、基本的に新型コロナウイルスの検査はできません。

新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養中の方

受診について迷う場合

症状が悪化し相談したい場合

相談

受診・相談センター
TEL：077-528-3621（毎日24時間）
【相談内容】　受診相談、陽性判明後の体調悪化時の相談等

検索

外来対応医療機関はこちら
※同意が得られた医療機関を掲載

滋賀県　受診　検索

お近くの医療機関はこちら
※全ての医療機関を掲載

医療ネット滋賀　検索

※検査結果が「陰性」でも、症状が長引いたり悪化する場合や、その他症状が気になる場合は、お近くの診療所・クリニックに電話等で相談

別添資料２

入院を要する患者が発生した時の対応

検査の結果を受け、医師が新型コロナウイルス感染症かつ入院を要する患者であると判断する場合、外来対応医療機関において、以下のとおりご対応をお願いいたします。

〈入院を要する患者発生時の流れ〉

① 外来対応医療機関から患者に対し、「診断結果」をご説明ください。

② 入院が必要な場合、診断された医療機関で入院先の調整をお願いいたします。空床状況は G-MIS でご確認ください。

◆行政による調整（滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター）は 9 月 30 日で終了しております。他疾患の患者と同様に医療機関間での入院調整をお願いいたします。

◆患者の帰宅手段はご家族のお迎えや公共交通機関等を利用するようお伝えください。入院手段についても、原則としてご家族の送迎や公共交通機関等を利用するようお伝えください。

◆重症で緊急搬送する必要があり救急車を要請する場合は、新型コロナウイルス感染症の患者であることを必ずお伝えください。
（緊急搬送の必要がない場合、救急車を要請することのないようご留意ください。）